

# 委員会行政視察報告書

委員会名	議会基本条例制定特別委員会
出席委員等	梶本 茂躰 委員長 岡田 好子 副委員長 谷 展和 委員 和気 信子 委員 木下 豊和 委員 竹田 光良 委員 成田 政彦 委員 南 良徳 委員 田畑 仁 副議長 (随行:議会事務局 川口哲生)
実施年月日	平成26年7月31日(木)～8月1日(金)
視察先	秋田県 横手市(7/31) 秋田県 大仙市(8/1)
視察項目	横手市:横手市議会基本条例について 大仙市:大仙市議会基本条例について
視察内容	
<p>●秋田県 横手市(7月31日)</p> <p>秋田県横手市議会 木村清貴議長から歓迎の挨拶を受けた後、視察案件である「横手市議会基本条例について」、議会事務局 長瀬主査より説明を受ける。</p> <p>横手市議会では、平成17年10月1日の旧横手市と旧平鹿郡の8市町村による合併後、議会基本条例及び議会報告会について「議会改革をすすめる検討委員会」を設置し、協議を行いました。議会基本条例については「継続して検討していくべきである」また、議会報告会については「議員各人が行うこととし、議会としての開催は見合わせたい。」との報告を議長に行いました。</p> <p>その後、平成21年10月に議会の改選を迎え、新たに「議会改革検討特別委員会」を設置し、議会基本条例、通年議会、対面式の質問席の設置、自由討議、反問権、会派代表質問、議会報告会等々について、検討を行う中で、自由討議、反問権、議会報告会については、議会基本条例の条文に盛り込むこととなり、平成24年6月に議会基本条例の制定に至ったと、説明を受けました。</p> <p>また、併せて、議会基本条例制定後の平成25年3月に、倫理条例策定特別委員会を設置し、同年9月に、議員政治倫理条例の制定を行ったとの説明を受けました。</p> <p>以上の説明を受け、質疑に入りました。</p> <p>質疑では、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1、議会基本条例の制定前と制定後では、議員に意識変化がありましたか、との問いに、 改善すべき点は、改善するというスタンスで、よりよい議会となるために様々な提案が出されるようになったと感じており、現在では、市民に身近な議会となるような活動を行っているとの説明がありました。</li><li>2、議会基本条例の特徴は、との問いに、 条文の中に、議会報告会、市長等への反問権、議員間の自由討議を盛り込んだことであるとの説明がありました。</li></ol>	

3、政治倫理条例は、議会基本条例制定後に、制定されているが、基本条例と政治倫理条例は、何故、並行して協議をされなかったのか、との問いに、

議会基本条例の検討に取り掛かった段階で、倫理条例の策定も視野に入れて進めるべきであるとの意見が出されたが、まずは、議会基本条例の制定を進めるべきであるとの意見が多数を占めたことから、倫理条例に着手することなく、議会基本条例の制定を進めることとなり、議会基本条例制定後、新たに倫理条例の制定するための特別委員会を設置し、現在に至っているとの説明を受けました。

4、議員間の自由討議の場について、具体的な運営方法について説明を求める、との問いに、

議員間の自由討議については、本会議での事例はなく、委員会でのみ行われているのが現状であり、審議を中断（休憩）し、時間制限を設けることなく、理事者も同席し、議員同士が質疑をしたり、意見を述べるたりするような運営内容であり、中には、意見が合わず、平行線で議論が終わらないこともあるが、議員が活発に意見を交わす重要な場となっているとのことでした。

また、自由討議を行うことにより、議案の内容について議員同士が共通認識を持つことができるため、絶好の機会となっているとの説明がありました。

※自由討議の会議録は、審議を中断して行うため作成していない。

5、議会報告会については、条例制定の議論の中で、実施しない旨の議論はなかったのか、との問いに、※横手市では、市民に対する報告会を「議会報告会」と明記している。

議会報告会を実施しないという選択肢はなかったが、当初の条例案では、「議会報告会を開催することができる」という内容で整理したが、市民との意見交換会において、「消極的だ」という意見が多数だされたことから、再検討し、「実施することとする」に改め、提案したとの説明を受けました。

なお、議会報告会については、全て、議員自身が資料の準備から会場の設営等を行っているとの説明がありました。

6、議会報告会において、市民から要望等がでた場合の対応は、との問いに、

議会報告会については、議会の審議の経過・結果等と意見交換（自由発言）の2部構成で行っており、意見交換の場において、市民から要望等がでた場合の対応としては、議会には、予算編成権がないため、具体的な解決方法について名言できない場合もあるため、会議の冒頭、出された要望等については、持ち帰って協議することを説明するとともに、市民の方に過度の期待を持たせないよう注意しているとの説明がありました。

また、議会報告会では、個人的な発言は慎むというという、議員間での統一認識をもって、実施しているとのことでした。

以上が、質疑の主な内容であり、横手市における視察の概要となります。

●秋田県大仙市（8月31日）

秋田県大仙市議会 橋村 誠議長から歓迎の挨拶を受けた後、視察案件である「大仙市議会基本条例について」、大仙市議会 議会改革推進会議 佐藤清吉 委員長より説明を受ける。

大仙市議会では、平成21年3月16日に「議会基本条例検討委員会」を設置し、議論を3回、重ねた結果、「議会基本条例の制定については、全会一致で制定する」との合意形成ができたところであるが、同年9月30日が、議員の任期満了であることから、改選後において、十分な時間を要して調査・検討し、議会基本条例を制定していくこととなりました。

その後、改選後の平成21年12月18日に再度、「議会基本条例検討委員会」が設置され、委員会を5回、開催した結果、「市議会の活性化と市民に開かれた市議会の改革に向けた、議会基本条例制定の意義の重要性と、議員はもとより市当局及び市民との協議を集中的に行うために、改めて特別委員会を設置し、これまでの調査・検討の状況を踏まえつつ、議会基本条例を早期に制定することと、その実効性による議会改革を強く望む」との結論をみたところであります。

このことにより、平成22年12月15日、平成23年第3回定例会までの設置期限を付して、議会基本条例特別委員会を設置し、条例案の検討に入りました。

特別委員会における協議では、議会の最高規範となる議会基本条例案の作成を担う責務を委員一人ひとりが重く受け止め、16回に渉り委員会を開催し、積極的な討議、条例素案への市民からの意見募集と住民説明会の開催、市当局との意見交換、4回の議員全員協議会を開催するなどして、調査・研究を重ねた結果、前文と9章24条からなる大仙市議会基本条例（案）の作成に至ったと説明を受けました。

以上の説明を受け、質疑に入りました。

質疑では、

- 1、議会基本条例と議員政治倫理条例を同時期に施行しているが、基本条例と倫理条例は、並行して協議を実施したのか、との問いに、

議会基本条例については、冒頭での説明のとおり、議会基本条例特別委員会で議論を行い、政治倫理条例については、議会基本条例特別委員会とは、違う別のメンバーで組織する政治倫理条例特別委員会を設置し、協議をおこなったところであるとの説明を受けました。

- 2、議会基本条例の制定前と制定後での議員の意識変化はありましたか、との問いに、

議会基本条例の制定を機に、議員一人ひとりの議会改革に対する意識向上に繋がっていると考えており、議会基本条例は、制定することが目的ではなく、条例を制定したことにより、議会（議員）が問題意識を常にもって、議員活動・議会活動を行うように変化しているとの説明を受けました。

- 3、市政懇談会の実施状況等について説明を求める、との問いに、

※大仙市は、市民に対する報告会を「市政懇談会」と明記している。

市政懇談会については、実施要綱において、中学校の学区を1単位、また、地域自治区を1単位として、それぞれ年1回以上開催することとし、6月定例会後に開催をしているところであり、平成26年度の実績としては、1日に2回（午前・午後各1回）、全10箇所を実施し、議長、副議長を除く、26人の議員を5班に分け、4つある常任委員会を網羅した班体制の編成を行っているとの説明がありました。

4、市政懇談会において、市民から要望等がでた場合の対応は、との問いに、

市政懇談会において、苦情等は少なく、大半は、市政や議会に対する要望となっているのが現状であり、平成26年度においては、テーマを設けて、意見交換会を行った結果、いろいろな意見を市民から聞くことができ、大変、良かったと考えているとの説明がありました。

また、市政懇談会を開催する毎に、アンケートを実施しており、集計すると「参加して良かった」というご意見が、数多くでてるのが現状であるとのことでした。

さらに、市民から出された要望については、議会基本条例を所管する議会改革推進会議に、報告し、内容を調査した後、市当局へ伝えることとしており、今後は、政策立案・提案に活用していきたいと考えているとのことでした。

5、条文の中で、「市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員に対して質問趣旨の確認等のための発言をすることができる。」とあるが、その運営内容について説明を求める、との問いに、

反問権について、特別委員会での議論では、条文に記載のとおり、概ね質問趣旨の再確認を行うということで、運用としており、条文にも具体的に「反問権」とは明記していないのが現状であるとの説明がありました。

6、議員間の自由討議の場について、具体的な運営方法について説明を求める、との問いに、

自由討議は、常任委員会で実施することを基本として、必要な場合は、議員全員協議会でも行えることとしており、自由討議を行う際には、市当局の説明員に退席を求め、退席後に、自由討議を行っているとの説明がありました。

また、現在までの実績としては、常任委員会での1回のみであり、毎定例会の第1日目に開催する議員全員協議会において、自由討議を実施すべき議案があるかないかを協議しているとの説明がありました。

7、議会基本条例の制定後、政策立案、政策提案及び政策提言をおこなった事例はあるのか、との問いに、

「地元酒等乾杯推進条例」を本年6月に提案し、可決したところであるとの説明がありました。

以上が、質疑の主な内容であり、大仙市における視察の概要となります。

#### ■総括

視察については、時間的配分の厳しい日程の中、実施しましたが、市の担当職員による説明に対し、委員から活発な質疑が行われ、全体的に充実した内容であり、十分に所期の目的を達成することができたと考えております。

今回の視察により得た内容については、今後の市政に反映させるとともに、市の発展につなげていきたいと考えております。

上記のとおり報告いたします。

平成26年8月4日

議会基本条例制定特別委員会

委員長 梶本 茂麿

(横手市)



横手市議会 木村清貴議長 歓迎の挨拶



泉南市議会 梶本茂麿委員長 挨拶



横手市 議会事務局 長瀬主査 説明



質疑応答



質疑応答



横手市役所前

(大仙市)



大仙市議会 橋村 誠議長 歓迎の挨拶



泉南市議会 梶本茂麿委員長 挨拶



大仙市議会 議会改革推進会議委員長 佐藤議員 説明



質疑応答



質疑応答



大仙市役所前